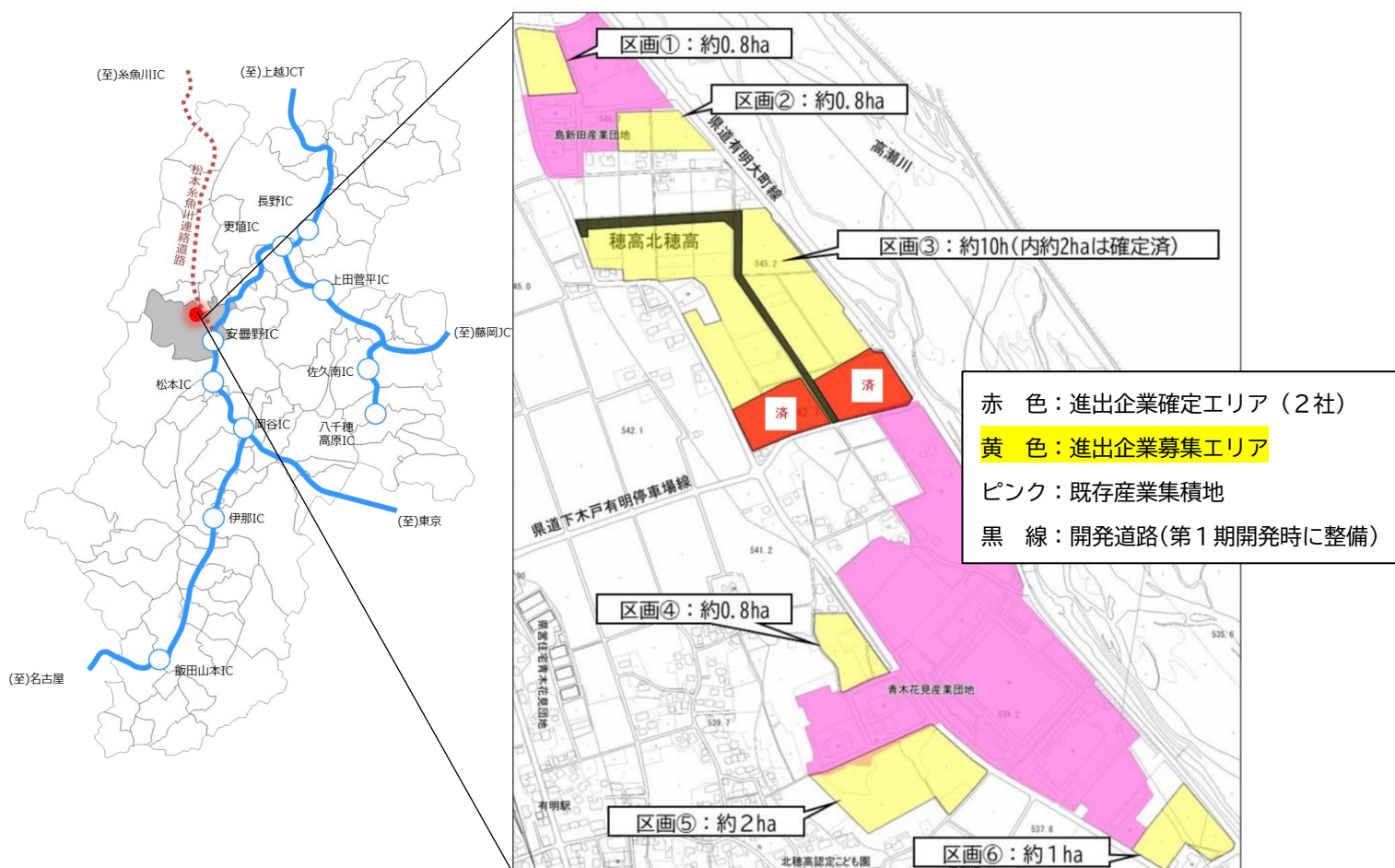


長野県安曇野市
北穂高産業団地開発
【第2期】
エントリー企業 募集要領

《 エントリー受付期間 》

令和8年4月6日 ～ 令和8年5月29日

長野県安曇野市 北穂高産業団地の場所・特徴



【北穂高産業団地の特徴】

- 主要都市へのアクセス性が良好
 日本のほぼ中央に位置し、東京・名古屋などへの交通利便性が高く、立地に最適な環境です。
- 広域的な人材確保が可能
 高規格道路の沿線に位置していることから周辺市町村からの通勤が可能であり、安曇野市内に限らず広域から人材を確保できます。
- 企業ニーズに応じた区画設定が可能
 造成工事の着手前から立地希望企業と意見交換を行い、ニーズを反映した区画配置に対応します。
- 企業立地に関する補助制度が充実
 用地取得費や建物建築費に対する補助制度等、充実した補助制度を用意しています。
- 従業員の移住・定着をサポート
 住まいや生活に関する相談、家族の就労支援などを市がワンストップで支援します。
- 市内デジタル人材の活用
 市が育成しているリモートワーカー（個人事業主）を業務に活用できます。
- 経済産業省の伴走支援を受ける産業団地開発
 経産省の「産業用地整備促進伴走支援事業」に当市の北穂高産業団地開発が支援対象事業として採択を受け、伴走支援を受けながら付加価値の高い産業団地として整備を進めています。

1 募集の趣旨

長野県安曇野市は、民間開発事業者との「官民連携」による新たな産業用地整備事業（以下「本事業」という。）を実施しています。

本事業では、企業ニーズを反映した産業団地として整備を進めるため、造成工事着手前から進出を希望する企業（エントリー企業）を募集し、意見交換を実施しながらオーダーメイド方式で産業団地を開発することを目指しています。

つきましては、本事業への立地を希望される企業（エントリー企業）を募集いたします。

※本事業では、複数の候補地を段階的に開発する予定です。

※本募集では、第2期開発での立地を希望する企業を対象としています。

※第3期以降については、第2期募集の申込状況を踏まえて検討します。

【オーダーメイドによる産業団地開発とは・・・】

産業団地への立地を希望する企業（エントリー企業）と造成工事の着手前から意見交換を行い、企業ニーズを反映させながら開発を進める方法です。

既に造成された区画を販売する「レディメイド方式」と比べ、以下のようなメリットがあります。

- 企業の要望に応じた多様な区画設定が可能
- 水道や電気、周辺道路などのインフラ整備を造成工事の段階から検討が可能
- その他、エントリー企業のニーズを最大限反映した産業団地開発が可能

2 募集対象企業

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）の第2期長野県松本地域基本計画における「地域経済牽引事業計画」の承認見込みのある企業で、かつ、用地取得後5年以内に操業が可能な企業を募集対象とします。

（第2期長野県松本地域基本計画：<https://ritchi.pref.nagano.lg.jp/areasupport>）

ただし、以下の企業についての申込みはご遠慮いただきます。

- 廃棄物の収集、搬入、処理を行う企業
- 騒音、悪臭等の公害問題が危惧される企業（ただし、公害問題が発生しないよう適切な対策が講じられる場合は、この限りではありません。）
- 大規模小売店舗を本事業地に設置しようとする企業
- 「資材置場」や「駐車場」、「事務所機能を持たない倉庫」等の相当の経済的効果が見込めない事業を本事業地で実施しようとする企業（ただし、青木花見産業団地及び島新田工業団地に存する企業の事業規模拡張を理由とする場合については、この限りではありません。）

3 申込者の資格要件

申込者は、本募集要領「2 募集対象企業」に該当する見込みのある企業であり、かつ以下に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (2) 安曇野市暴力団排除条例（平成 24 年安曇野市条例第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係者が経営に関与していないこと。
- (3) 本事業地へ立地を希望する施設が、他の開発地への進出予定施設として重複していないこと。

4 申込手続き

(1) 申込方法

郵送又は持参により、必要書類を 2 部提出

(2) 申込受付期間

令和 8 年 4 月 6 日（月）から令和 8 年 5 月 29 日（金）まで
郵送の場合は、令和 8 年 5 月 29 日（金）必着とする。

(3) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(4) 提出先

長野県安曇野市 商工観光スポーツ部 商工労政課
〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地 本庁舎 3 階 3 番窓口

(5) 申込に必要な書類

- ・エントリー申込書（様式 1）
- ・事業計画書（様式 2）
※具体的な事業計画が確定していない場合は、記載できる範囲で結構です。
- ・誓約書（様式 3）
- ・役員名簿（様式 4）
- ・定款の写し
- ・法人登記事項証明書の写し
- ・会社概要・パンフレット等（製品・サービスが分かるもの）

5 エントリー申込後の流れ

(1) 意見交換の実施

エントリー企業、市及び民間開発事業者により意見交換を行います。希望する施設や事業内容等を伺い、本事業地への立地可能性について協議します。なお、必要に応じて企業視察（工場等）を実施する場合があります。

(2) 整備計画の策定

エントリー企業のニーズを踏まえ、市及び民間開発事業者において整備計画を作成します。

(3) 地域未来投資促進法に基づく計画の策定

本事業は、地域未来投資促進法に基づく農地転用の特例措置を活用した開発を予定しています。このため、エントリー企業には、第2期長野県松本地域基本計画に基づく「地域経済牽引事業計画」の策定を進めていただきます。なお、策定に当たっては市及び民間開発事業者が支援します。

(4) 地元からの意見聴取

本事業では、周辺住環境との調和を図りつつ地域経済の活性化に寄与する開発であることを目指しているため、地元説明会を開催し、関係者からの意見聴取を行います。エントリー企業名は非公表とし、市及び民間開発事業者のみで対応いたします。（エントリー企業の出席は不要です。）

(5) 立地条件の調整

地元説明会等からの意見聴取を踏まえ、立地条件の調整を行います。

6 問合せ先

安曇野市商工観光スポーツ部商工労政課

長野県安曇野市豊科 6000 番地 本庁舎 3 階 3 番窓口

T E L : 0263-71-2042

F A X : 0263-72-1340

E-mail : shokorosei@city.azumino.nagano.jp

7 北穂高産業団地開発の概要

所在地	長野県安曇野市穂高北穂高
事業主体	安曇野市及び民間開発事業者による「 <u>官民連携による開発</u> 」 安曇野市：各種計画策定、許認可取得サポート 等 民間開発事業者：地権者交渉、測量・設計、許認可取得、造成、分譲 等 官民共同：企業募集、地元調整 等
開発面積	約 15 ha (計 6 区画の開発候補地の総計)
最大区画	最大約 3 ha までの区画設定が可能 (道路を挟んだ形状でも問題がなければ約 5 ha までの区画設定が可能)
用途地域	無指定 (市の産業集積地として指定予定)
建ぺい/容積	60%/200% (区画④、⑤は 60%/100%)
アクセス	最寄り IC：安曇野 IC まで約 8 km (仮称) 安曇野北 IC まで約 5 km (約 10 年後に整備予定) 最寄り駅：JR 有明駅まで約 0.5 km
電力	高圧：6,000V 特別高圧：77,000V (中部電力と要協議)
ガス	LP ガス
浸水想定	0.5m~3.0m未満 (1000 年に 1 回程度の降雨)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・別途、景観形成住民協定による各種規制有 ・建築条件は付してありませんが、土地の売主である(株)ヤマウラとの交渉が必要です。 ・地下水を利用する場合は、「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例 (平成 25 年安曇野市条例第 6 号)」に基づく手続が必要です。

8 想定スケジュール (第2期開発)

年	時 期	安曇野市・開発事業者	エントリー企業	地域未来投資促進法
R 8	4月～5月	・エントリー企業の募集	・エントリー企業として申込	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 土地利用調整計画の策定（市が実施） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 地域経済牽引事業計画の策定 （エントリー企業が実施） </div> </div>
	6月～7月	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換の実施 ・整備計画の策定 		
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・地元説明会の開催(意見聴取) (エントリー企業名は非公開) 		
	7月～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・立地条件の交渉 		
	11月～	<ul style="list-style-type: none"> ・農振除外申請 		
R 9	6月～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用、開発許可 等 		
	11月～	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事着手 		
R 10	6月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事完了 ・分譲販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築に係る許認可取得 ・用地取得 	
	10月～		<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事着手 	

9 立地に際し、活用が見込める補助制度（令和8年3月16日現在）

（1）安曇野市の制度

制度名称	制度概要	内 容		対象業種	主な要件
		補助率	限度額		
特定工場立地事業	建物建築費に対する補助	20%	2億円 ※3年間の分割補助	製造業 (敷地面積9,000㎡以上、若しくは建築面積3,000㎡以上が対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・2034年3月31日までに完工及び支払いが終了すること ・工場立地法に基づく環境施設が適切に整備されていること 等
地域経済牽引企業工場用地取得事業	用地取得費に対する補助	20%	2億円 ※3年間の分割補助	業種指定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業計画の承認 ・1,000㎡以上の用地であること ・用地取得後3年以内に操業を開始すること 等
生産設備取得事業	生産設備取得費に対する補助	10%	5,000万円 ※3年間の分割補助	業種指定なし (製造業を想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の取得額 ・労働生産性の向上が見込まれること ・3年以上継続して事業を営むこと 等
工場等緑化事業	緑地整備費に対する補助	20%	100万円	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、ソフトウェア業 等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積1,000㎡以上であること ・緑地整備に係る経費が50万円以上であること 等
地域未来投資促進法に係る市税の減免	固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税免除	3年間の課税免除 ※地域経済牽引事業に供する施設に係る土地、家屋、減価償却資産のみ		業種指定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業計画の承認（国の先進性等の確認を受けた事業者） ・土地の取得から1年以内に家屋又は構築物の建設に着手すること（土地の固定資産税の免除要件） 等

※その他、「デジタルツール導入に係る補助」「展示会出展に係る補助」「新製品・新技術開発に係る補助」「本社機能移転の場合における新規雇用に係る補助」等、充実した補助制度をご用意しています。

(2) 長野県の制度

制度名称	制度概要	内 容		対象業種	主な要件
		補助率	限度額		
ICT 産業立地助成金	建物・設備機器等の取得費に対する補助	最大 40%	3 億円	情報サービス業、インターネット付随サービス業、その他知事が認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・創業後 3 年以上経過していること ・長野県 SDGs 推進企業登録制度への登録 ・事業活動温暖化対策計画書の提出 等
	建物・設備機器等の賃借料に対する補助	最大 60%			
	新規常勤雇用者に対する補助	最大 110 万円/人			
本社等移転促進助成金	建物・設備等の取得費に対する補助	最大 12%	3 億円	業種指定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・県外から県内への本社機能移転 ・一定数以上の雇用 ・長野県 SDGs 推進企業登録制度への登録 ・事業活動温暖化対策計画書の提出 等
	賃借料に対する補助	50%			
	新規常時雇用者に対する補助	80 万円/人			
産業投資応援助成金	建物・機械装置等の取得費に対する補助	最大 21%	10 億円	製造業、倉庫業、自然科学研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・一定額以上の投資 ・一定数以上の雇用 ・長野県 SDGs 推進企業登録制度への登録 ・事業活動温暖化対策計画書の提出 ・ISO14001or エコアクション 21 の取得 ・職場いきいきアドバンスカンパニー制度への登録 等
地域未来投資促進法に係る県税の減免	課税免除	不動産取得税の課税免除		業種指定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・一定額以上の投資 ・地域経済牽引事業計画の承認(国の先進性等の確認を受けた事業者) 等
		固定資産税(大規模償却資産)の課税免除(3年間)			